

精華町ボランティア基金設置要綱

(目的)

第1条 精華町における地域福祉の向上をめざし、福祉活動にかかわる地域住民、民間団体の自主的で継続的なボランティア活動を育成、助長することを目的として、社会福祉法人精華町社会福祉協議会（以下、「町社協」という。）定款第1条に基づき「精華町ボランティア基金」（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第2条 基金の額は、51,365,911円とする。

- 2 前項の規定にかかわらず必要があるときは、前項の基金に追加して積立をすることができるものとする。
- 3 前項の規定により積立が行われたときは、基金の額は積立相当額増加する。

(基金の構成)

第3条 基金は次の各号をもって構成する。

- (1) 共同募金配分金
- (2) 精華町補助金
- (3) 寄附金
- (4) その他の収入

(基金の管理運用)

第4条 この基金は、銀行預金、その他最も安全かつ確実有利な方法で管理するものとする。

- 2 この基金の運用から生ずる運用益は、その全額を第5条に示したボランティア活動の育成、振興に充てるものとする。
- 3 基金の効果的な運用を図るため、別途「ボランティア基金運営要綱」を定める。

(助成の対象事業)

第5条 基金の運用益をもって助成する対象事業は次のとおりとする。

- (1) ボランティア活動を振興するための学習及び研修事業
- (2) ボランティア活動の振興に広く活用できる調査研究事業
- (3) ボランティア活動のための機器、器材の整備援助事業
- (4) ボランティアグループによる開発的、モデル的活動

- (5) ボランティア活動の基盤づくりのための福祉教育及び啓発事業
- (6) 町社協ボランティアセンターの行う事業
- (7) 基金造成のための啓発事業
- (8) その他「精華町ボランティア基金管理運営委員会」(以下「管理運営委員会」という。)がボランティア活動の育成、推進のために必要と認めたもの

(基金管理運営委員会の設置)

第6条 基金の円滑な運営を図るため、基金造成や運用益の配分等に関し、町社協会長の諮問に応じて必要な事項を審議するため、町社協定款第19条の「委員会」規定により、精華町ボランティア基金管理運営委員会(以下「管理運営委員会」という。)を置く。

2 管理運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(基金の処分の制限)

第7条 基金の原資は取り崩しできない。

附 則

この要綱は、平成 3年 4月 1日より施行する。

この要綱は、平成 8年 2月 1日より施行する。

この要綱は、平成14年 4月 1日より施行する。